

## 公立大学法人長野大学第 2 期中期計画の策定について

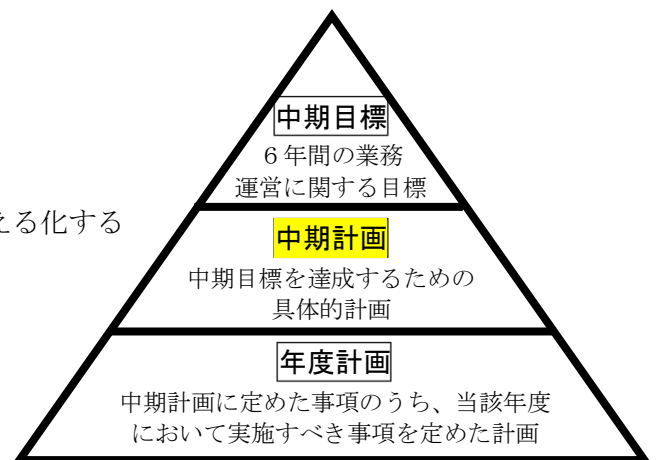
### 1 中期計画について

中期計画は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である上田市から公立大学法人長野大学（以下、法人とする）に指示する中期目標を達成するために、法人が策定する計画である。

第 1 期中期計画の期間は、今年度の令和 4(2022)年度が最終年度であることから、今年度中に令和 5(2023)年度から令和 10(2028)年度までの第 2 期中期計画を策定する必要がある。

### 2 第 2 期中期計画の策定における考え方

- (1) 実行性のある計画とする
- (2) 重点指標（数値目標）を設定し、達成度を見える化する
- (3) 認証評価に配慮した計画とする



### 3 策定スケジュール

時 期	内 容
令和 4 年 8 月	第 3 回評価委員会（第 2 期中期目標素案概要説明）
9 月	市議会（総務文教委員会） 第 2 期中期目標素案概要説明 パブリックコメント募集（9/16～10/15）
10 月	<u>第 4 回評価委員会（第 2 期中期目標意見聴取）</u> 法人への中期目標意見聴取 <u>第 5 回評価委員会（第 2 期中期目標意見聴取）（10/25）</u>
12 月	市議会 第 2 期中期目標上程 議決後、法人へ第 2 期中期計画策定指示（12/19） 法人が市へ中期計画認可申請 <u>第 6 回評価委員会（第 2 期中期計画意見聴取）（12/20）</u>
令和 5 年 1 月	<u>第 7 回評価委員会（第 2 期中期計画意見聴取）（1/17）</u>
3 月	市が中期計画認可 市議会（総務文教委員会）へ第 2 期中期計画概要説明

#### 4 参考法令（地方独立行政法人法）

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。